

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年12月6日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800115号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800020号

第1 結論

請求者のA社B工場(以下「B工場」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年8月30日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年6月までの標準報酬月額を40円、同年7月の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年8月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年8月30日まで

私は、昭和19年3月にC女学校を卒業した後、同校の同級生20人で組織された女子挺身隊の一員としてB工場に勤務した。

しかし、B工場と一緒に勤務した同級生には同工場での厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私には同工場での被保険者記録が無いので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「労働者年金保険被保険者名簿」という。)、厚生年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録によると、請求者の旧姓とは異なるが、名前及び生年月日が請求者と一致する厚生年金保険被保険者記録(厚生年金保険の手帳記号番号「*」。資格取得年月日は昭和19年6月1日、資格喪失年月日は昭和20年8月30日)が確認できる。また、当該被保険者記録に係る厚生年金保険被保険者臺帳(以下「旧台帳」という。)においても、上記各被保険者名簿と同一の氏名及び生年月日が記録されているところ、オンライン記録によると、当該被保険者記録は、基礎年金番号

に統合されていない被保険者記録（以下「未統合記録」という。）であることが確認できる。

また、請求者から提出されたC女学校昭和18年度卒業記念（アルバム）及び平成8年に開催された同校の同級会式次第によると、昭和19年3月に請求者を含め63人が同校を卒業していることが確認できるところ、当該卒業生のうち20人が卒業と同時に挺身隊としてB工場で国のために奉仕した旨が同式次第に記載されている。

さらに、労働者年金保険被保険者名簿及び被保険者名簿によると、B工場において昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に上記C女学校の卒業生63人のうち19人の氏名が確認できるところ、当該19人の厚生年金保険の記号番号は6人が連番、未統合記録の者を含め8人が連番、残る6人も連番となっている。

加えて、上記19人のうち所在が確認できた9人に対して照会したところ、回答が得られた5人のうち4人は、請求者は自身と同様にC女学校を卒業し、女子挺身隊の一員としてB工場に勤務したとしており、請求者から提出された同工場の寮において自身を含めた同校出身者18人を撮影したとする写真についても請求者と一緒に撮影された写真である旨回答している。また、未統合記録に記録されている氏名と同姓同名の同僚はいなかった又は覚えていない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、未統合記録は請求者の記録であると認められ、B工場の事業主は、請求者が昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和20年8月30日に同資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったと認められる。

また、請求者のB工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日については、労働者年金保険被保険者名簿、被保険者名簿及び旧台帳において、昭和19年6月1日と記録されているが、同日から昭和19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）が厚生年金保険法に名称変更され、併せて適用範囲が一般事務職である男子や女子労働者に拡大されたことによる準備期間であり、制度上、厚生年金保険料の徴収は行われておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に算入されない期間であることから、請求者の同工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年10月1日とすることが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、労働者年金保険被保険者名簿、被保険者名簿及び旧台帳の記録から、昭和19年10月から昭和20年6月までを40円、同年7月を50円とすることが妥当である。